

平成22年度 学校経営方針

学校、家庭、地域の「信頼関係」を基盤に、本校の歴史と伝統を継承しながら、学習指導要領を基準とし、地域の学校として「三小らしさ」を創り出す教育を推進していく。そして、児童、保護者、地域が「三小で学べて良かった」「三小の教育は素晴らしい」と言える学校にしていく。

教育目標を達成するために、学校経営方針を受け、全教職員が「三小チーム」として心を一にし、意図的・計画的に日々の教育活動を展開し、児童への教育効果が高まるように努める。また、次年度の本校60周年を常に視野に入れながら教育活動を進める。

【教育目標】

人権尊重の理念の理解に基づき、あらゆるいじめ・偏見・差別をなくすことを基本に置き、確かな学力を身に付けるとともに、個性を生かし、課題をよりよく解決する力を育て、心身ともに健康でたくましい児童の育成をめざす。

* 考える子ども（重点） ・ 働く子ども ・ 仲良くする子ども ・ 体をきたえる子ども

* 視点 【広く、深く、よりよく】

1. 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 学校の教育活動全体を通し、いじめ・偏見・差別をしない、させない正しい人権意識を身に付け、互いのよさを認め合い高め合える人間関係の確立を目指し、人権教育を推進する。
- (2) 児童が確かな学力を身に付けるために、授業改善推進プランに基づき、児童の実態に応じて、少人数指導やチーム・ティーチングを実施したり、定期的に個別の補習時間を設けたりする。また一人一人の個性を生かす指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、「生きる力」を支える自ら学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力、創造力などの育成に努める。
- (3) 新学習指導要領への移行措置を確実に実施し、児童の学力における実態を的確に把握し、個に応じた学習のねらいの設定や、支援方法を工夫するとともに、指導と評価の一体化を図る等、授業の在り方を見直し、学力向上につなげる。
- (4) 全教職員が児童理解を深め、教師と児童の好ましい人間関係を築き、共通の指導方針に基づき生活指導の充実を図る。また、心の教育の充実のため家庭・地域との連携を図り、人と豊かにかかわる活動を重視し、思いやりと奉仕の心や公共心など豊かな心を育てる。
- (5) 体験的な活動及び問題解決的な学習を重視するとともに、地域の教育力を取り入れた指導を計画的に実施する。また特色ある教育活動としてコンピュータや学校図書館等を活用した多様な授業を実践し、教育内容の充実と教育の改善を図る。また、授業でICT機器を効果的に生かす方法なども研修を重ねていく。
- (6) 地域の教育力を活用し、地域や児童の実態に応じたボランティア活動や環境教育を推進する。あわせて、情報モラル教育に関する指導を徹底する。
- (7) 正しい勤労観や望ましい職業観の育成を図るキャリア教育を充実する。そのために、学級活動を中心に、各教科等での指導の工夫に努める。
- (8) 心身の健全な育成を目指し、健康教育や食育の推進を図る。また、指導計画に基づいた安全教育の充実を図る。体力向上のため健康安全・体育的行事に位置付ける。
- (9) 障害のある児童や不登校児童等が、個々の教育ニーズに応じた支援・援助を受けられるよう校内委員会の充実や教育相談体制の強化を図る。またスクールカウンセラー・関係諸機関との連携に努めるとともに、特別支援教育の充実に向け、個別指導計画を作成する。また同時に個別支援計画も作成をする。
- (10) 地域及び我が国や外国の文化・伝統を理解し尊重する態度を育てるとともに、自己の役割と責任を自覚し、それを主体的に果たしていく実践的態度の育成に努める。
- (11) 教職員一人一人の資質や能力を高めるため、研究・研修の充実を図り、授業力向上を目指す。また国語科を中心として、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う「話し合い活動」を通して、児童の表現力、読解力、思考力を高める研究に取り組むとともに言語環境の整備に努める。
- (12) 学校公開や道徳授業地区公開講座の実施を通し、教育活動を進んで地域に公開する。また、保護者・地域、関係諸機関の参画や学校関係者評価等を活用しながら開かれた学校づくり

を推進する。

- (13)施設・設備、教育機器等の整備、充実、活用に努め、安全で機能的な教育環境づくりを目指す。

2.目標を達成するための方策

- (1)発達段階を踏まえ、「義務教育9年間の見通し」をもった学年、学級、専科経営を行う。
学校経営方針を受け、目標を明確にした見通しのある学年、学級、専科経営方針を作成する。また、授業改善プラン、自己申告書と週案とを関連させて計画的に指導にあたる。
学年や児童の発達段階を的確に捉え、今後の学習内容を見通し、常に指導内容や方法を振り返り、成果と課題を明確にしながら、適切な学習と生活指導を推進していく。
- (2)互いに思いやる心や奉仕の心、たくましく生きる力等を育てるために「教育活動の関連性」を常に考慮し、教育内容や方法を工夫する。
日々の教育活動の関連性を常に意識し、児童一人一人の実態を踏まえ、役割と責任を与え、児童のよさを認め励まし、支援していく、学年・学級・専科経営を実践する。
週1時間の道徳の時間を大切にし、児童の心を広く深く耕し育て、指導方法を工夫する。
学校や学級のきまりを守る等、児童の規範意識の向上に努める。また、時や場に応じた挨拶ができるようにする。さらに、様々な集団による交流活動を意図的・計画的に実施する。
- (3)基礎・基本の定着を図るために、「わかる、できる」授業を目指し授業改善を推進する。
教員は、相互に授業を見合い、指導内容や方法（児童の安全確保も含む）等を学び、目標を明確にし、児童がわかった、できた実感できる質の高い授業づくりに努める。また、「習得、活用、探求」という学習活動を計画的に実施しながら、授業改善を推進する。
校内研究に教職員全体で取り組み、各自の授業力向上に努める。また、「話し合い活動」に視点をあて、言語活動の充実に努める。さらに、1単位時間45分を有効に活用し、授業時間の確保及び授業内容の充実に努める。
週案は、教科・領域、単元名、指導内容、週の実施時数を必ず記入し、毎週末に提出する。
- (4)本校の実態や環境を生かした、特色ある教育活動を推進する。
各教科・領域において、地域の教育力を導入し、体験的学習や読書活動等の充実に努め、児童の興味・関心・意欲を高める。また、学年の発達段階に応じた教育課題に取り組む。
環境教育や情報教育の充実に努める。環境問題に関心をもち、学年の発達段階に応じたコンピュータ活用能力を育成する。また、情報モラル等の指導を推進する。
- (5)共通理解に基づいた組織的な教育活動を推進し、危機管理を徹底する。
全教職員が学校組織の一員としての自覚をもち、指導計画や内容を共通理解しながら課題に取り組む、効果的な指導を展開する。
児童の安全を第一とし、常に危機管理意識をもち、全校体制で即時対応する。また、児童の体力向上や健康指導、食育指導、安全指導等を教職員が連携しながら計画的に推進する。
- (6)家庭や地域との連携を大切にし、信頼関係を深める。
教職員は、PTAや地域行事にできるだけ参加し、家庭や地域との連携を深める。また、保護者や地域の方との相互信頼のもと情報交換を密にし、教育効果を高めるよう努める。
保護者会、学校公開、道徳授業地区公開講座等を通して、「具体的な学校教育の姿」を明らかにし、更なる本校への理解を保護者や地域の方々から得るように努める。
- (7)法令を守り、公教育に携わる職員としての自覚を高めるとともに、サービスの厳正に努め、職種に応じた研修に励む。
教職員は、直接的・間接的に本校の教育活動や我が国の公教育を支えているとの自覚をもって職務を遂行する。
教職員は、公務員としてサービスの厳正に努め、常に教育の公共性を確保し、全ての児童に学校生活の楽しさを保障する教育活動を実践する。
都や市の研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に励み、その内容を全教職員に伝達する。
- (8)印刷物は、配布の数日前に起案し、必ず校長や副校長の決裁を得て配布する。